

## 徳島市しらさぎ台まちづくり活動センター利用料金

### 1. 利用料金について

利用料金は下表のとおりとする。

(単位：円)

区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	9～12時	13～17時	18～21時	9～17時	13～21時	9～21時
大会議室	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000
小会議室	1,000	2,000	3,000	3,000	4,000	5,000
和室	1,000	2,000	3,000	3,000	4,000	5,000
調理室	ガス・水道・調理器具を含む					2,000

### 2. 利用料金の徴収について

利用料金は、原則として月単位で、当該利用月の利用最終日の鍵貸出時に徴収するものとする。

### 3. 利用料金の割増について

- (1) 酒食を伴う利用の場合は、利用料金に2,000円を加算する。
- (2) 団地外の者が、営利目的で利用する場合は、利用料金を2割加算する。
- (3) 大会議室の電灯料は1回500円、小会議室、和室の電灯料は1回300円とする。
- (4) 冷暖房を利用した場合は、2時間300円(コインタイマー利用)とする。
- (5) 大会議室でピアノを利用する場合は、1回500円とする。
- (6) 大会議室で卓球台を利用する場合は、1台100円とする。
- (7) 上記(3), (5), (6)に記す1回又は1台は、午前、午後、夜間毎の回数とする。例えば、全日利用は計3回(台)利用とする。

### 4. 利用料金の減免について

次の事項に該当する場合は、利用料金を無料とすることができる。

- (1) 行政機関の行政に関する利用。
- (2) しらさぎ台自治会及び自治会が主催する各種会合。
- (3) しらさぎ台団地住民が主催する各種会合(営利目的を除く)。
- (4) 高齢者及び障がい者等の利用。
- (5) 学校行事等の利用。
- (6) 災害時等の利用。
- (7) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。
- (8) 但し、上記事項に該当する場合においても、電灯料・冷暖房の利用等は利用者負担とする。負担額は「3. 利用料金の割増について」に準ずる。調理室については1日500円とする。